業務規程

登録番号	6273
登録年月日	平成28年11月10日
有効期間満了日	和好/1月/0日
遊漁船業者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者の 氏名)	村田丈幸

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、遊漁船業の業務(以下単に「業務」という。)の実施方法を定め、 登録を受けた遊漁船業者(以下「事業者」という。)及びその事業者のもとで業務に従 事する者(以下「従業者」という。)が、関係法令に従い、業務を適正かつ円滑に行う ことを目的とします。

(法の遵守)

- 第2条 事業者及び従業者は、遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号。以下「法」という。)を遵守します。
- 2 事業者は、遊漁船業者登録簿(以下「登録簿」という。)に記載されている遊漁船で 業務を行うこととし、登録簿に記載されていない船舶は使用しません。

(業務規程の遵守)

- 第3条 事業者及び従業者は、この規程を遵守し、遊漁船の利用者(以下単に「利用者」という。)の安全を第一に考えるとともに、漁場を円滑に利用するよう努めながら、適正に業務を行います。
- 2 事業者は、登録簿に記載されている遊漁船の所有権の有無にかかわらず、その遊漁船 で業務を行う際には、この規程に従って業務を行い、業務の実施に関する責任は事業者 が持ちます。
- 3 事業者は、この規程に従って業務を行うために、営業所及び遊漁船にこの規程を備え 置きます。ただし、営業所における備置きは電子的手段により行うことができます。
- 4 営業所又は遊漁船において、登録した都道府県知事(以下「知事」という。)、案内 する漁場を管轄する都道府県知事、海上保安機関又は警察機関から、この規程の提示を 求められたときは、速やかに提示します。
- 5 事業者は、この規程を変更する場合は、変更後の業務規程により業務を実施する日までに業務規程変更届出書及び変更後の業務規程を知事に届け出ます。

また、業務規程の記載事項のうち遊漁船業務主任者が受けた講習の日時や船長の特定 操縦免許の有効期限等、変更前の届出が困難な事項については、変更日の日付で業務規 程変更届出書を作成し、根拠書類(特定操縦免許等の写し)とともに届け出ます。

第2章 利用者の安全管理に係る体制等に関する事項

(業務の実施体制等)

- 第4条 事業者、遊漁船業務主任者(以下「業務主任者」という。)、船長、海上保安機関その他の関係機関との連絡に係る責任者(以下「連絡責任者」という。)、所属する団体及び営業期間は、別表1のとおりです。なお、連絡責任者は、営業中は陸上にいて洋上の船長及び業務主任者と連絡がとれる者を選任します。
- 2 事業者は、利用者の安全が確保されるよう、従業者の労働環境に十分配慮します。

(船長、業務主任者その他の従業者の確保)

- 第5条 事業者は、運航する遊漁船の数及びその規格に応じた船長、業務主任者その他の 必要な従業者を確保します。
- 2 前項の従業者の氏名、その有する資格及び講習の有効期間は、別表1のとおりです。

(案内する漁場の位置及び当該漁場における安全管理の体制)

- 第6条 利用者を案内する漁場及び採捕させる主な水産動植物は、別表2に定めるとおり とします。
- 2 事業者は、利用者を立入禁止の場所へ案内することは行いません。
- 3 船長及び業務主任者は、案内する漁場において利用者の安全が確保されるよう、別表 2に定める安全管理を実施します。

(遊漁船の係留場所等)

- 第7条 事業者は、遊漁船業を行うに当たって、遊漁船を別表3に定めるところに係留します。
- 2 利用者が遊漁船に乗降する場所(磯渡し等の漁場で乗降する場所を除く。)は、安全が確保されるよう、別表3に定めるとおりとします。

(利用者の安全の確保を図るために必要な設備の整備等)

- 第8条 使用する遊漁船の総トン数、長さ、定員、航行区域、通信設備及び救命設備(船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。)、 遊漁船の所有、登録簿の記載の状況及び使用状況等は、別表4のとおりです。
- 2 事業者は、利用者が落水した場合に船上への引揚げを補助できるはしご等を遊漁船に 備えます。

(役務の内容の明示)

- 第9条 利用者に対し、遊漁船の利用に関する契約をする前に、案内する漁場の位置、採捕させる主な水産動植物の種類及び漁場に案内する時間等の役務の内容について、わかりやすいように明示します。
- 2 気象又は海象等の状況の悪化に伴う出航中止基準及び帰航基準について、利用者に対 し、事前に説明します。

(救命胴衣の着用)

- 第10条 船長及び業務主任者は、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の 種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。)の着用に関し、利 用者に対し以下の措置を講じます。
 - 一 乗船する際の転落に備えるため、救命胴衣を着用させた上で乗船させます。
 - 二 乗船中は、船室内にいる場合を除き、常に救命胴衣を着用させます。
 - 三 12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、気象又は海象等の悪化等、利用者の安全確保のために 必要と判断した場合は、救命胴衣を着用させます。

2 瀬渡しを行う場合、船長及び業務主任者は、救命胴衣の着用に関し、利用者に対し前 項各号の「救命胴衣」を「救命胴衣(国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有す るもの。)」と読み替えた措置を講じます。また、瀬渡し先においても、利用者に対し 常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。

(出航前の検査及び確認)

- 第11条 船長は、出航前及び帰港後に船舶が航海に支障ないかどうか、航海に必要な準備が整っているかどうかについて、別表5の1の項目を点検します。
- 2 船長は、当日出航前検査を実施した事項のほか、船体、機関、諸設備及び諸装置、係 留施設(浮き桟橋、岸壁、ビット、防舷材等)、乗降用施設(タラップ、歩み板等)、転落 防止施設(ハンドレール、チェーン等)等について、営業日においては、原則として1日 1回以上点検を実施します。
- 3 業務主任者は出航前の検査が適切に実施されているかを確認するとともに、その内容 を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を1年保管します。
- 4 船長及び業務主任者は、前三項の点検中、異常を発見したときは、機器等について修 復、交換等の措置を講ずるとともに、必要に応じて出航を中止します。なお、当該施設 が漁港管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知し て、その修復、交換等を求めます。

(飲酒等の禁止及び健康の確認)

- 第12条 業務主任者は、出航前に、自ら、船長及び乗船しようとする従業者に対し、別表 5の2に掲げる事項について確認し、 確認を行った旨を記録し、事業者に提出します。 事業者はその記録を1年間保存します。
- 2 船長、業務主任者及び従業者は、以下のいずれかの状態である場合には、業務を実施しません。
 - 一 飲酒等の後、正常な業務ができない状態
 - 二 呼気 1 リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である状態
- 3 事業者は、船長、業務主任者及び従業者が、前項各号のいずれかの状態である場合に は、業務を実施させません。

(航行中又は採捕中において船長及び業務主任者が遵守すべき事項)

- 第13条 船長は、船舶安全法(昭和8年法律第11号)、港則法(昭和23年法律第174号)、 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)、海上交通安全法(昭和47年 法律第115号)、海上衝突予防法(昭和52年法律第62号)等の海上における安全法令を 遵守して安全な航行をするとともに、航行中の利用者の安全の確保に十分な注意を払い ます。
- 2 船長は、利用者に水産動植物を採捕させている間は、他の船舶と衝突しないよう、常時、適切な見張りを行い、他の船舶の動静把握に努めるとともに、適切な操船をするほか、船長及び業務主任者は、利用者の安全の確保を図るために、別表6に定めるとおりに行動します。

(出航中止基準)

- 第14条 事業者は、別表7に定める出航中止基準によって、遊漁船の出航を判断します。 出航中止基準に基づき出航中止が決まった場合は、直ちに船長に出航中止を指示します。
- 2 船長及び業務主任者は、自らの経験や気象及び海象等の予測情報等に基づき気象又は 海象等の状況が悪化し利用者が危険になると予測される場合は、出航中止基準に達しな い状況においても出航を保留し、事業者と協議することとします。この際、業務主任者 は、事業者による遊漁船の出航に係る判断に関し、必要な意見を述べることとし、事業 者と船長及び業務主任者の出航についての判断がそれぞれ異なる場合は、出航を見合わ せることとします。

(帰航基準)

第15条 船長及び業務主任者は、別表7に定める帰航基準に達した場合又は自らの経験や 気象及び海象等の予測情報等に基づき気象若しくは海象等の状況が悪化し利用者が危険 になると予測される場合は、遊漁船を安全な場所に帰航させるまでに要する時間を考え、 遊漁船を漁場から帰航させます。

(気象又は海象等が悪化した場合の対処)

- 第16条 船長は、気象又は海象等の状況が悪化した場合は、別表8に定めるとおりに対処します。
- 2 船長及び業務主任者は、気象又は海象等が悪化した場合は、前条及び前項にある必要な措置をとった上で、連絡責任者に連絡します。

(海難その他の異常の事態が発生した場合の対処及び体制)

- 第17条 海難その他の異常の事態(以下「海難等」という。)が発生した場合は、次のことを基本として、船長、業務主任者及び従業者が必要な措置を講じます。
 - ① 人命の安全の確保を最優先とします。
 - ② 事故の拡大防止のための措置を講じます。
 - ③ 利用者の不安を除去するための措置を講じます。
- 2 船長及び業務主任者は、海難等が発生したときは、前項の必要な措置をとり、利用者の安全の確保をはかった上で、別表9に定める連絡方法により、速やかに海上保安機関 その他の関係機関(以下「海上保安機関等」という。)に連絡をします。その後、連絡 責任者に事故の状況を連絡します。
- 3 連絡責任者は、海難等の発生を知ったときは、ただちに医療救護が必要な場合は救急 車の手配及び医療機関への連絡等必要な措置をとるとともに、速やかに利用者の自宅に 連絡します。
- 4 法に基づき、法第19条の基準に該当する事故が起きた場合には、速やかに、知事にその概要及び事故処理の状況等について別記様式第1号によって報告します。

第3章 業務の適正な運営を図るための従業者の教育に関する事項

(従業者等の教育・訓練)

- 第18条 事業者は、法で定められた業務主任者の選任基準に適合させるように、業務主任者に遊漁船業務主任者講習(以下「業務主任者講習」という。)を受講させます。
- 2 事業者は、自ら、船長及びその従業者が適正に業務を実施できるよう、この規程の内 容及び地域の気象及び海象等、漁場のルール等についての教育を実施するほか、業務主 任者講習以外の都道府県等が開催する講習があった場合は積極的に参加します。
- 3 事業者は、自ら、船長及びその従業者が適確に落水者を救助できるよう、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行います。

第4章 その他遊漁船業の実施に関し必要な事項

(安全に関する情報の収集及び伝達)

第19条 事業者は、利用者の安全の確保を図るため、遊漁船の出航前及び出航してから帰航するまでの間、別表10(1)のとおり情報を収集し、出航の中止及び帰航等を判断するとともに、遊漁船で業務を行う船長又は業務主任者に対し、確実に伝達及び必要な指示を行います。

(安全の確保のために利用者が遵守すべき事項の周知及び指示)

- 第20条 業務主任者は、利用者に対し、別表11の方法により同表に定める内容を出航前及 び漁場において周知します。
- 2 業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するように指示します。

(情報公表に関する事項)

第21条 事業者は、法に基づき、利用者の安全の確保及び利益の保護を図るために講じた 措置及び講じようとする措置等の情報として、別表4、6、7、8、10、11そのものに 加え、別表12に掲げる情報及びその他の安全管理のために特別に実施している取組の内 容をインターネットに公表します。

一営業所において、利用者にわかりやすいよう掲示します。

(漁場の安定的な利用の確保等に関する情報の収集及び伝達)

第22条 事業者は、漁場の安定的な利用関係の確保を図るため、遊漁船の出航前に、別表 10(2)に定める情報を収集し、遊漁船で業務を行う業務主任者に確実に伝えます。

(水産動植物を採捕する際に利用者が遵守すべき事項の周知及び指示)

第23条 事業者又は事業者から指示を受けた業務主任者は、法第16条に基づいて、利用者に対し、別表13の方法により同表に定める案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を確実に周知します。

- 2 業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するように 指示します。
- 3 業務主任者は、利用者を保護するため、別表13の定めるところにより、利用者が違法 な採捕等を行わないよう行動します。

(乗務記録)

第24条 業務主任者は、乗船したときは、当該乗船に関する事項について、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第15条の規定に基づき、別記様式第2号のとおり乗務記録を作成し、事業者に提出します。事業者はその記録を1年間保存します。

(実務研修の記録)

第25条 業務主任者は、規則第14条の規定に基づく実務研修を行った際は、規則第15条の 規定に基づき、別記様式第3号のとおり実務研修の内容を記録し、事業者に提出します。 事業者はその記録を1年間保存します。

(水産施策への協力)

- 第26条 事業者は、水産基本法(平成13年法律第89号)第6条第2項に定めてあるとおり、 水産動植物の採捕及びこれに関する活動を行うに際しては、国及び地方公共団体が行う 水産に関する施策の実施について協力します。
- 2 事業者は、地方公共団体の指導に従い、漁業者、他の遊漁船業者等の漁場の利用者 (以下「漁業者等」という。)と協力をして、秩序ある漁場利用を図るとともに、漁場 保全及び資源保護に努めます。
- 3 業務主任者は、利用者に対し、利用者が採捕した水産動植物について、国及び地方公 共団体が取り組む採捕量調査に協力するよう指導します。

(地域の取決め等の尊重)

- 第27条 事業者は、案内する漁場について、漁業者等との調和のとれた利用及び保全並び に資源保護を図るため、法に基づく協議会や海面利用協議会等の地域での話し合いの場 に積極的に参加し、漁業者等との話合いを促進するよう努めます。
- 2 事業者は、遊漁船業を営む区域内に、法に基づく協議会において協議が調った漁場利 用の取決め等がある場合は、それらの内容について尊重します。
- 3 事業者は、案内する漁場において海面利用協議会が推奨している漁場利用協定や漁場 慣行等がある場合は、それらのうち水産動植物の採捕及び漁場利用に係る内容について 尊重します。

(漁具破損の防止)

第28条 船長は、案内する漁場において定置網その他の漁具が設置されている場合は、漁 具を破損させないように、漁具に近寄らない等適切な方法で業務を行います。 (遊漁中に発生したゴミ等の取扱い)

第29条 業務主任者は、利用者に対し、遊漁中に発生した不要となった漁具その他のゴミ 等を漁場や港に捨てないよう指導をします。

2 業務主任者及び従業者は、業務の中で生じたゴミ等は持ち帰り、帰航後に適切に処理します。

登録番号		氏名	氏名又は名称					_			
作成日	/ /	変更日	1:	/	/	2:	/	/	3:	/	/

別表1 業務の実施体制等

事業者の氏名又は名 称(法人にあっては 代表者の氏名も記入)	KID	丈	幸						
	氏 名		業務	主任	£者講習6	の修了証	明書の日付		
業務主任者	柳婵		2 (<u> </u>	- / 年	. (<i>f</i>] (/ 日		
X4// L-16	村田京		20.	22	车头	· P 12	20		
	酒井正规		20214 11月11日						
	F 夕	氏 名			特定拉	操縦免許	•		
	N TI		資格		限定等		有効期間		
船長	村田大幸		一級	4	件定.	邻/2年3月21日			
	村田市		一级	华	好定 1012		+ 29190		
	酒井正规		二根	#	死,	饰103	4 89 - 70		
	氏 名		住所			(メー	連絡先 (メールアドレス)		
連絡責任者	村田志	·	3年成營干部限四丁149 090-7675-515						
			•	, , ,	,		•		
従業者の人数	3		人						
ホームページ等インタ する情報を公表する手			())	<u></u>		()無		
所属している団体等 (該当するもの全てを 記入)		車			任意団体		法第28条に基づく協議会		
名称	建外罗渔椒尾鹫								
連絡先	05-97-22-0621								
営業期間(該当に〇)	(〇) 通年		()		月 E	1 ~	月 日		

	船名	船舶検査証の 航行区域	船舶検査証の 有効期間						
	第八 丈丸	治海区域	(A) 11年12月13日						
NELVA AR	第二 丈丸	冷海区域`	(福川年 8月 23日						
遊漁船 	1 th	沿海区城`	134 6A 110						
	<u> </u>								
	>同時に営業する隻数に対して、船長及び業務主任者の数が不足								
	する場合はその理由を記載								
	(的)/第二大九百柳阳	夏1、太大二夏E新	的小作供用指示的。)						

※連絡責任者:営業中は陸上にいて洋上の船長及び業務主任者と常に連絡が取れる者。

→連絡責任者の連絡先は携帯電話があれば優先して記載。

※従 業 者:事業者の下で常時従事する者(船長、業務主任者、その他乗組員、連絡 責任者等)。

※インターネットでの公表が不可能な場合は、営業所において、利用者にわかりやすい ように提示する。

登録番号				氏	氏名又は名称						
作成日	/	<i>'</i> /	変更日	1:	/	/	2:	/	/	3:	//

別表2 案内する漁場の位置及び安全管理の体制

案内する漁場を 管轄する都道府県名 三重星

安全管理を行う者

業務主任者 村田丈幸,村田京,酒井正規)

<船釣り>

<船釣り>			•
船名	第八丈丸	第二丈丸	丈丸
時 期	通年	通年	通年
案内する漁場の位置	無野雞	熊野灘	能野灘
採捕させる主な 水産動植物の種類	加州等	クロタイプ	マダイ等
船 名	丈丸		
時 期	通年		
案内する漁場の位置	熊野莲		
採捕させる主な 水産動植物の種類	仅好海.	·	
漁場における安全 管理の方法 (該当に〇)	()僚船・陸上との	里(体調、救命胴衣着戶 D情報交換(気象・海鎖 いねない漂流物の確認等	象等)

[※]案内する漁場の位置については、地図・海図等がある場合は添付。

<瀬渡し>

船名	第八丈丸	第二丈丸	丈丈
時 期	通与	通与	通车
案内する漁場の位置	質田湾1	質田湾	賀思善
採捕させる主な 水産動植物の種類	クロタイ等	クロダイ等	加等
漁場における安全 管理の方法 (該当に〇)	(○) 定期的な巡回(○) 利用者への定時(○) 乗降時の安全確(○) 救命胴衣着用の(○) 僚船・陸上との(○) その他(認	泉等))

※案内する漁場の位置については、地図・海図等がある場合は添付。

<その他()	>
船 名	
時 期	
案内する漁場の位置	
採捕させる主な 水産動植物の種類	
漁場における安全 管理の方法 (該当に〇)	 ()周囲の見張り ()船内の見回り ()操業中の安全確認 ()乗客の安全確認(体調、救命胴衣着用の確認等) ()僚船・陸上との情報交換(気象・海象等) ()航行に影響しかねない漂流物の確認 ()その他(

※案内する漁場の位置については、地図・海図等がある場合は添付。

登録番号		氏名又は名称			-						
作成日	//	変更日	1:	/	/	2:	/	/	[3:	/	/

別表3 遊漁船の係留場所等

	遊漁	魚船の係留場所	-	
遊漁船の名称	第八丈丸	第三丈丸	丈龙	丈丸
主要な時期	通与	通年	通年	通年
係留場所の位置・ 名称	椒漁港	常根熱港	管根燕巷	都很透芒
係留場所・施設の 管理者	尾舊市	尾舊市	尾鹫市	尾鸢市

	利耳	者の乗降場所		
遊漁船の名称	第八丈丸	第二丈丸	丈丸	丈丸
主要な時期	通早	通身	通月	通星
乗降場所の位置・ 名称	曾和風港	管根激港	管破滅港	静极透苍
乗降場所・施設の 管理者	尾部市	在营市	尾鸢市	在营养

登録番号			氏名又は名称								:	-	
作成日		/	変更日	1:	./	/	2:	/	/	3:	/.	/	

別表4(全 2枚の/ 枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

加致中(王)似的	/ ベロノ 四温間の船ドン数×18	大文と、 に 兵 及 し
整理番号		
遊漁船の名称		第三天办
船舶番号、	ME3-67158	ME3-63746
漁船登録番号等	243-42672	243-39312
総トン数	2./ トン	0,9 12
長さ	8,46 m	6.30 m
旅客定員又は	$\cdot Q$	Ø ,
利用定員	7 人	/ · · /
	()平水	() 平水
航行区域	()限定沿海	()限定沿海
(該当に〇)	(Q) 沿海	(〇) 沿海
	()遠洋、近海	()遠洋、近海
 遊漁船の使用状況	()遊漁船専用	()遊漁船専用
	(0)漁船と兼用	(〇) 漁船と兼用
(該当に○)	()他使用と兼用	()他使用と兼用
遊漁船の記載状況	(O) 単独記載	(O) 単独記載
(該当に〇)	()重複記載	()重複記載
船舶の所有状況	(O) 自己所有船舶	(〇) 自己所有船舶
(該当に〇)	() 他者所有船舶	() 他者所有船舶
NE GENERALINE	()業務用無線	()業務用無線
通信設備の状況	()衛星電話	()衛星電話
(該当に〇)	(0) その他(搭帯電話)	(の)その他(携帯電話)
	()改良型救命いかだ	()改良型救命いかだ
# 4 = # 0 10 17	() EPIRB	() EPIRB
救命設備の状況	(非常用位置等発信装置)	(非常用位置等発信装置)
(該当に〇)	() AIS (船舶自動識別装置)	() AIS (船舶自動識別装置)
	() その他 ()	() その他 ()
業務形態	(○) 船釣り	(O) 船釣り
主たる業務:◎	(@)瀬渡し	(の) 瀬渡し
その他全て:〇	() その他 ()	() その他()
	() 多客期にチャーターする	() 多客期にチャーターする
重複記載している	ため	ため
場合の事由	()その他	()その他
)	(,)

登録番号			氏名又は名称			
作成日	//	変更日'	1: //	2: / /	3: /	/

別表4(全) 枚の 2枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

別表4(全 人 枚の	┴枚目) 遊漁船の総トン数又は	長さ、定員及び通信設備等
整理番号		
遊漁船の名称	大 农	'丈丸
船舶番号、	ME3-66569	ME3-67486
漁船登録番号等	292-40715	280-24989
総トン数	0.9 12	3.0 トン
長さ	5.85 m	10.65 m
旅客定員又は 利用定員 、	✓ 人	9 1
航行区域 (該当に〇)	() 平水() 限定沿海() 沿海() 遠洋、近海	() 平水() 限定沿海(<i>O</i>) 沿海() 遠洋、近海
遊漁船の使用状況 (該当に〇)	()遊漁船専用(○)漁船と兼用()他使用と兼用	()遊漁船専用(〇)漁船と兼用()他使用と兼用
遊漁船の記載状況 (該当に〇)	(○) 単独記載() 重複記載	(O) 単独記載 () 重複記載
船舶の所有状況 (該当に〇)	(O)自己所有船舶 ()他者所有船舶	(Q) 自己所有船舶 () 他者所有船舶
通信設備の状況(該当に〇)	()業務用無線()衛星電話()その他(携帯電話)	()業務用無線()衛星電話()その他(携帯電話)
救命設備の状況(該当に〇)	()改良型救命いかだ()EPIRB(非常用位置等発信装置)()AIS(船舶自動識別装置)()その他()	()改良型救命いかだ()EPIRB(非常用位置等発信装置)()AIS(船舶自動識別装置)()その他()
業務形態 主たる業務: ◎	(②) 船釣り (○) 瀬渡し	(⑤) 船釣り () 瀬渡し
その他全て:〇	()その他()	() その他()
重複記載している 場合の事由	() 多客期にチャーターする ため() その他()	() 多客期にチャーターするため() その他()

- ※ 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が 定める要件に適合するものであること。
- ※ 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、 筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当(法令等で立入 禁止の場所に渡すことはできない)する。
- ※ 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているもの。

登録番号			氏4	名又は名称	,					
作成日	1. /	変更日	1:	/ /	2:	/	/	3:	/	/

別表5の1 出航前の検査関係(検査項目)

船体	の検査
1	船体に亀裂や破口はないか。
2	エンジンルームや船底のビルジ(汚水)の量は普段より多くないか。
エン	ジンの検査
3	航海計画に見合った燃料は十分にあるか。
4	燃料コック(バルブ)は開いているか。 燃料フィルターやセジメンター(油水分離器)にゴミや水分の混入はないか。
5	エンジンオイル(潤滑油)の量は十分か。
6	冷却清水の量は十分か。
7	バッテリーの液量は十分か。また、ターミナルは十分締め付けられているか。 バッテリーの耐用年数は切れていないか。
救命	設備等その他の検査
8	救命胴衣を着用したか。利用者に救命胴衣を着用させたか。
9	通信手段の充電量、予備バッテリーを確認したか。
10	気象・海象情報、水路情報は確認したか。
11	船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合した通信設備 及 び救命設備を搭載しているか。
12	落水者救助用の梯子は使用可能か。
13	瀬渡しの際に使用するステップ等は搭載しているか。
14	釣具・漁具等が安全な状態に設置・格納されているか。
エン	ジン始動後のエンジンの状態確認
15	回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計、電圧計は正常値を指しているか。
16	冷却用の海水は通常どおりの量や勢いで排出されているか。
17	エンジンから異常な音やにおいは出ていないか。

出航前検査記録簿 (様式例)

確認項目	/		/	1.	/	/	/ .
1							
2							
. 3							
4							
5							
6						***************************************	
7							
8						:	
. 9							
10							
11							
12		,					
13							
. 14							
15							
16				-			
17							
備 考 (異常時の 対応等)	***************************************		,				
確認者名					***************************************		

[※]確認時に項目にく(チェック)を入れる。

登録番号		氏名	又は名称					
作成日	//	変更日	1:	//	2:	//	3:	//

別表5の2 発航前の船長及び従業者への酒気帯びの有無・健康確認

酒気帯	びの有無
1	顔色、呼気の臭い、応答の状況により酒気帯びの有無。
2	アルコール検査器による検査。
健康状	態の確認
3	安全に業務を行える状態か。

アルコール等検査記録簿 (様式例)

氏	名	検査日時	検査場所	検査者	アルコール 検査器の 検査結果 (数値)	酒気帯びの有無	業務の 実行可否	備考
		-						
	-			·				
				·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
		. ,						
								-
					-			
		-						
				·				
						·		

登録番号		•	氏	名又は	名称						
作成日	//	変更日	1:	/	/	2:	/	/	3:	/	/.

別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

○一般的事項

- ・出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- ・航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行 うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行う ことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- ・航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。)を着用します。
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、 防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる 場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行いま す。
- ・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の 航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- ・随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用 者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴 衣を着用させます。
- ・その他(
- ○船釣りをする場合
- ・利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。
- ○瀬渡しをする場合
- ・利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- ・磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。
- ・磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。
- ○体験漁業(観光定置、観光底びき等)をする場合
- ・利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

利用者の乗降 場所(該当箇所	後場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる を記入)
岩場	
浅瀬	
河川域	
防波堤	
定置網	
養殖施設	質田湾内の養殖袋
その他	
自船の位置及	び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法 ヨ 不見 GPSプロッター学

登録番号			氏名又は名称								
作成日	1.1	変更日	1:	/	/	2:	/	/	3:	/	/

別表7 出航中止基準及び帰航基準

·		
出航	中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に〇)
	(0)	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、
i	単独の	以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。
	判断	・海上警報(風、霧等)、波浪警報、津波警報・注意報の発令中
		出航地の波高
		出航地の風速 <u>し</u> m以上
		出航地の視程 <u>プル</u> m未満
		・落雷のおそれがあるとき
		・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断
		したとき
	<u>-</u>	・その他 ()
-	()	出航中止の判断は、以下のとおり行います。
	団体に	①出航中止を判断する団体名
	よる判断	
		②上記団体の代表者、連絡先
-		代表者 連絡先
		③団体の構成員の氏名又は名称及び 登録番号
		別紙1のとおり
		④出航中止の判断の方法
		別紙2のとおり
帰航	基準	案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航
		することとします。
		・海上警報(風、霧等)、波浪警報の発令
		漁場における波高 シーm以上
		漁場における風速
		漁場における視程 <u> </u>
		・利用者に急病人やケガ人が出たとき
		・落雷のおそれがあるとき
		・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき
		・その他 ()

登録番号	-		氏征	名又は名称			-	
作成日	///	変更日	1:	//	2:	//	3:	/ /

別表8 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

7,42,7410-7,43	20, 12 as being a species of the 30 H as 3,250	
	出航した港等に帰航できない場 す。	場合は、以下の場所に避難をしま
	案内する漁場の位置	避難する港
気象又は海象等の		
状況が悪化した		
場合の避難する		
場所		
	上記の他、帰航を判断した場所: 場所に避難します。	から最も近く安全に避難できる

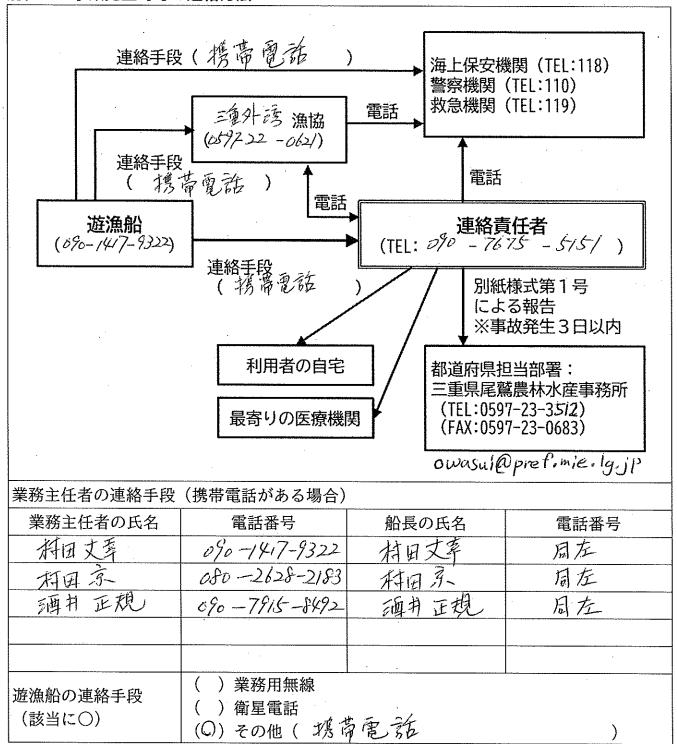
凍	渡し(磯、筏、防波堤等渡し)の業務を行う場合
磯等と遊漁船との 間の連絡方法 (該当に〇)	(○)携帯電話()衛星電話()利用者に渡した発煙筒()その他()
磯等に遊漁船の	*定員と起えて腹はない
旅客定員を超えて	
利用者を渡す業務	
の形態の場合に	
あっては、緊急的	
に利用者を収容し	
帰航させる方法 	

津波警報、注意報	2 - 1
が発令された場合	早息に利用者の安を確認を示し直ちに回収に助う
の対応	

- ※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める 要件に適合するもの。
- ※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に 連絡する。

登録番号	-		氏名	又は	名称						
作成日	//	変更日	1:	/	/	2:	/	/	3:	/	/

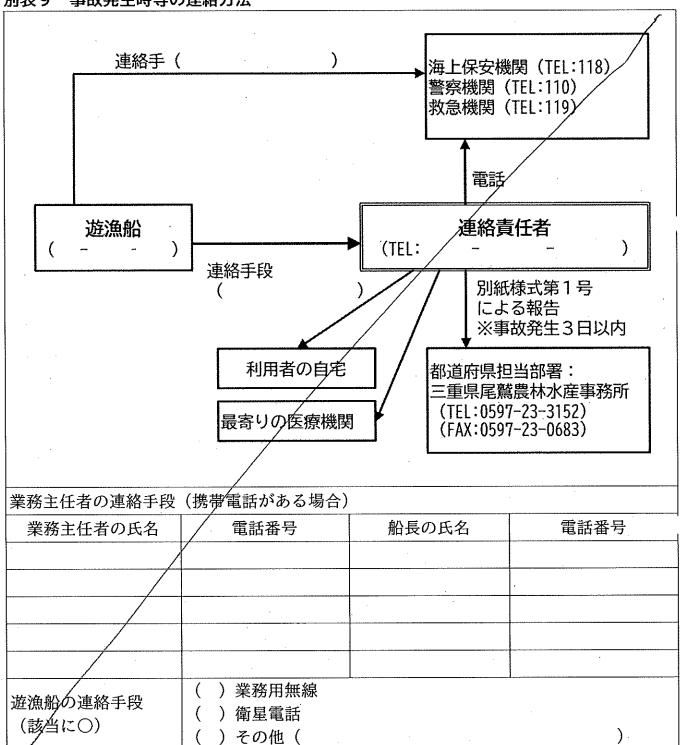
別表9 事故発生時等の連絡方法



- ※連絡責任者:営業中は陸上にいて洋上の船長及び業務主任者と常に連絡が取れる者。
- ※連絡責任者の電話番号について、携帯電話があれば優先して記載する。
- ※連絡手段の通信設備は、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合 するもの。

登録番号			氏名	公又は	名称				,		
作成日	//	変更日	1:	/	/	2:	. /	/	3:	/	/

別表9 事故発生時等の連絡方法



- ※連絡責任者:営業中は陸上にいて洋上の船長及び業務主任者と常に連絡が取れる者。
- ※連絡責任者の電話番号について、携帯電話があれば優先して記載する。
- ※連絡手段の通信設備は、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合 するもの。

登録番号			氏名	名又は	名称						
作成日	//	変更日	1:	/	/	2:	/	/	3:	/	/

別表10 情報を収集すべき事項

(1)利用者の安全 の確保に必要 な情報

出航地における波高、風速、視程

の確保に必要|出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報

水路通報、気象・津波・海上警報等の情報

乗船する利用者数

(12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)

法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等 で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報

立入禁止区域に関する情報

(2)漁場の安定的 な利用関係の 確保に必要な 情報 法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報

漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都 道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報

法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等 で定められた事項など、地域における漁場の安定的な利用に関す る情報

登録番号			氏名	召又は名称				
作成日	//	変更日	1:	/ /	2:	//	3:	//

別表11 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

	() 遊漁船に周知内容を掲示する。							
周知の方法	(〇) 遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。							
(該当に〇)	 (')営業所のモニター又はタブレット端末等の機器で視聴して	もらう						
	(ウェブサイトに周知事項をまとめた動画などの視聴等を含	む)。						
	○一般的事項	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
	 ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従う	こと						
	・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと							
·	・航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動	り揺が						
	比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること							
	・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと							
	・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法							
	・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法							
	・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力							
周知する内容	・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けら	5h.						
	又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省か	定める						
	要件に適合するもの)を着用すること							
	・その他()						
	○瀬渡しの場合	•						
	- 瀬渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同]等以上						
	の性能を有する救命胴衣を着用すること							
	・磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法							
	・その他()						
	〇一般的事項							
	・案内する漁場において注意すべき事項							
	(自由記載(必須) 文 二 注意:)						
THE PARTY OF THE P								
	・その他()						
漁場において	○瀬渡しの場合							
口頭で説明	・磯等からの帰航時間							
する	・磯等で天候が急変した場合における避難場所							
PRESENTATION PROPERTY AND ADDRESS OF THE PROPERTY ADDRESS OF THE PROPERTY AND ADDRESS OF THE PROPERTY ADDRESS OF T	・安全管理の手法(定期巡回、携帯電話等での連絡)							
	・船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項							
	(自由記載(必須) 足元(2) 注意))						
		į						
	・その他()						

登録番号			氏名	以は名称				
作成日	//	変更日	1:	//	2:	//	3:	/ /

別表12 公表する情報 (様式例)

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者 I 人当たりの 填補限度額	利用定員又は 旅客定員	契約期間
·			
	·		·

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた(講じようとする) 措置	

登録番号			氏名又は名称								
作成日	//	変更日	1:	/	/	2:	/	/	3:	/	/

別表13 法第16条に基づく周知の内容及び方法等 ()遊漁船に周知内容を掲示する。 (O) 遊漁船の乗船前に書面で配布、回覧をする。 周知の方法 (該当に○) () 営業所のモニター又はタブレット端末などで視聴してもらう (ウェブサイトに周知事項をまとめた動画などの視聴等を含む)。 案内する漁場における、以下の関係法令等に基づく水産動植物の採捕 に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容(漁具及び 漁法の制限、水産動植物の大きさの制限、採捕禁止となっている水産動 植物の種類等)を周知します。 ① 水産資源保護法に基づく爆発物、有毒物の使用禁止 ② 漁業法及び水産資源保護法に基づく省令 (瀬戸内海漁業取締規則等) ③ 都道府県漁業調整規則 ④ 海区又は連合海区漁業調整委員会の指示 ⑤ 広域漁業調整委員会の指示 ⑥ 事業者が所属する団体が当事者となっている漁場利用協定 (沿岸漁場整備開発法に基づき届出されたもの) ⑦ 事業者が所属する漁業協同組合が定めた資源管理規程 (水産業協同組合法に基づき認定を受けたもの。) ⑧ 法に基づく協議会において協議が調った事項 ⑨ その他都道府県が提供している情報 上記の関係法令等に基づき、あるいは国や地方公共団体による採捕量 調査への報告が求められている水産動植物を利用者が採捕した場合に は、採捕量調査への協力をするよう周知します。 ・都道府県漁業調整規則又は海区、連合海区若しくは広域漁業調整委員 会の指示によって定められた水産動植物の採捕禁止区域(利用者に 採捕させる水産動植物に係るものに限る。)に案内しません。 利用者保護の ために業務 ・周知した大きさの制限以下の水産動植物が相当程度採捕された場合 は、漁場の位置を変更します。 主任者が遵守 ・周知した採捕禁止となっている水産動植物が相当程度採捕された場合 すべき事項

は、漁場の位置を変更します。

その他(

利用者の皆様に守っていただきたいこと

○一般的事項

- ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従ってください。
- ・遊漁船の航行中は、むやみに立ち歩かないでください。
- ・航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい 船体中央より後方の部分に乗船してください。
- ・天候急変時の帰航決定については、船長の指示に従ってください。
- ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法を確認してください。
- ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法を確認してくだ さい。
- ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力
- ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣(桜マーク付きのライフジャケット)を 着用してください。

	案内する漁場においては、 ((必須)	次のことに注意してください。		
•	(·	`

○瀬渡しの場合

- ・瀬渡し中及び磯等の上においては、桜マーク付きと同等以上の性能を有する救命胴衣 を着用してください。
- ・磯等で緊急事態が発生した場合には、次の番号に連絡してください。

	(-	-)			
•	磯等か	らの帰航時	間は(:)	です		
•	磯等で	天候が急変	した場合に	こおける避難	催場所は、	()	です。
•				寺間ごとに気	定期巡回	(携帯電話等で	で連絡)し	ますので、
		:お願いしま	• •	. د د د د		\ 		
•		·磯、磯から I記載(必須		祭には、次 <i>0</i>	りことに若	注意してくださ	ž Λ.,°)

案内する漁場における関係法令等に基づく水産動植物の採捕の制限・禁止及び漁場の使用の制限の内容

■三重県漁業調整規則

全長15cm以下のぶりの採捕禁止

- ■三重海区漁業調整委員会指示
 - 1. 遊漁のまき餌釣り等禁止
 - ①区画漁業権漁場(藻類養殖漁場を除く)内
 - ②紀北町地先 大島周辺、小エスキ島周辺、後島周辺
 - ③熊野市地先 共同漁業県内全域
 - ④御浜町地先 阿田和地先定置網周辺他
 - 2. 定置漁業の保護区域での遊漁禁止
- ■太平洋広域漁業調整委員会指示

遊漁によるくろまぐろの採捕

- ①30㎏未満の小型魚の採捕禁止
 - ・意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。
- ②30kg以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
 - ・1人1日あたり1尾を超えて大型魚を保持してはならない。
 - ・大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に 放流しなければならない。
 - ・大型魚を採捕した場合は、陸揚げした日から3日以内に重量や採捕 した海域等を水産庁に報告しなければならない。
- ③大型魚の採捕数量が資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると 認められる場合は採捕を禁止
 - ・大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。
 - ・意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

■漁業法

三重県の海岸のほぼ全域に共同漁業権が免許されています。

あさり・あわび・かきなどの貝類、ひじき・ひろめなどの海藻類、たこやいせえび等 の磯根資源は、漁業権対象魚種となっており、勝手に採捕すると密漁となります。

- ●上記に基づき、以下の対応を取ります。
 - ・三重海区漁業調整委員会の指示によって定められた水産動植物の採捕禁止区域には、 案内しません。
 - ・大きさの制限以下の水産動植物や採捕禁止となっている水産動植物が相当程度採捕 された場合は、漁場の位置を変更します。
- ※タグ付けされた水産動植物など国や地方公共団体等による採捕調査への報告について、 ご協力をお願いします。

別記様式第1号 (様式例)

都道府県 遊漁船業担当者 あて

法第19条に基づく重大事故の報告書(第 報)

報告年月日		-		,	-	
事故発生の日時		年	F]	B	時頃
事故発生の場所					,	·
遊漁船の名称						
事業者の氏名又は名称		-				
(法人の場合は代表者の 氏名も記入)		• .				
事業者の連絡先	(TEL)			***************************************		
サ未有の連絡元	(e-ma	i l)				
事業者の登録番号						
報告者名(事業者が報告						
した場合は不要)						
報告者の連絡先	(TEL)					
北口石の足術が	(e-ma	il)				
·	():	衝突事故、	. ()	乗揚・	座礁事故、	() 転覆事故、
事故の種類(該当に○)	()	滅失(沈沒	セ)事故、	()	火災事故	()機関等故障、
	()	その他(·			•)
事故の原因						
乗船した船長の氏名						•
乗船した業務主任者の氏名						
事故発生時の気象・海象等						
の状況					1	
死亡者、行方不明者及び	死亡者	数	名			•
負傷者の数、負傷者の負傷	行方不		名			
の程度	負傷者	数	名	医師の	治療を要す	ーる期間 日
損壊した物及び損壊の程度						
死亡者又は行方不明者が					•	
ある場合には、その者の		-				
氏名その他参考になる情報						-
当該事故について講じた			•			
措置	·					
事故時の業務の形態	()	船釣り	()	頼渡し	() その)他
(該当に〇)						
乗船した利用者の数					名	
備考						

[※]随時、明らかになった事実について追記・修正したものを提出。

別記様式第2号 乗務記録 (様式例)

別記様式第4号 苯粉記錄 (様式)	7 1 7		
乗務年月日			•
開始時刻		•	
終了時刻			•
開始場所 (終了場所)	· .		
乗船した船長の氏名			
乗船した遊漁船業務主任者の氏名			
乗船した従業者の氏名			
遊漁船の名称			
気象及び海象等の状況			
案内した漁場の位置			
利用者の数			
利用者が採捕した主な水産動植物		·	
重大な事故又は海難その他の異常 の事態が発生した場合には、その 概要及び原因※			
気象若しくは海象等の状況が悪化 した場合又は海難その他の異常の 事態が発生した場合には、連絡 責任者に連絡した旨及び内容			
遊漁船業者に対し、出航判断に 関する意見、利用者の安全の確保 及び利益の保護並びに漁場の安定 的な利用関係の確保に関する意見 をした場合には、その旨及び内容			
その他			ではない事物等

[※]法第19条に基づき都道府県知事に報告する重大事故に加え、重大事故ではない事故等 (海難その他の異常の事態)についても、乗務記録には記載し、日頃の安全管理に活用 します。

別記様式第3号 実務研修記録 (様式例)

B	研修者名		研修実施者 (遊漁船業務	氏 名	
数			主任者)	経験年数	
	実施日	実施時間	業務の形態	実施海域	研修内容
1					
2					
3					
4					
5		•			
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					,
13					
14					
15			:		
16					
17			-		
18					
19					
20					, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
21		-			
22					
23					
24	· ·				
25					

[※] 業務の形態は、船釣り、瀬渡し、その他(具体的に)のいずれかを記載。

[※] 研修内容は、別紙の項目の数値を記載。

*	(20年以)
項目	内容
1. 利用者の安全 管理	 ・出航前検査 ・救命設備・通信設備の使用方法 ・利用者に対する遵守すべき事項や出航中止、帰港基準等の説明・営業中の利用者数の確認 ・気象・海象等の情報の収集方法 ・海域の特性(水温、波高)に応じた安全管理 ・業態(船釣り、瀬渡し、漁業体験等)や案内する漁場における水産動植物の採捕に係る安全管理
2. 漁場の選定	・漁場の選定に係る情報収集・魚群探知機等の使用方法の習得 等
 利用者への指導 ・助言 	・水産動植物を採捕するための指導及び補助(釣り方、磯渡しの 仕方、安全確認等)・乗客が採捕した水産動植物(特にクロマグロ等採捕報告が義務 付けされているもの)の確認及び国が行う採捕量調査への協力 の依頼 等
4. 気象等が悪化 した際の対応	・連絡体制、対応手順の確認・漁場ごとの避難港の確認・落水者の発生を想定した定期訓練の実施(研修期間内に1回以上実施)
5. その他	・乗務記録の作成手法・関係法令等の知識の習得・上記に関連した業務 等
6. 習熟度確認	・1~5の内容について習熟度を確認

実務研修習熟度確認表 (様式例)

項目	内容	業態			
70		船釣り	瀬渡し	その他	
£	出航前検査	,			
	救命設備・通信設備の使用方法				
THE TO	利用者に対する遵守すべき事項や出航中止、 帰港基準等の説明				
利用者の 安全管理	営業中の利用者数の確認				
文王日在 	気象・海象等の情報の収集方法				
	海域の特性(水温、波高)に応じた安全管理				
	案内する漁場における水産動植物の採捕に 係る安全管理				
漁場の選定	漁場の選定に係る情報収集				
(思場の選及	魚群探知機等の使用方法の習得				
	水産動植物を採捕するための指導及び補助	·		-	
利用者への 指導・助言	乗客が採捕した水産動植物(特にクロマグロ 等採捕報告が義務付けされているもの)の 確認及び国が行う採捕量調査への協力の依頼				
	連絡体制、対応手順の確認				
気象等が悪化	漁場ごとの避難港の確認				
した際の対応	落水者の発生を想定した定期訓練の実施 (研修期間内に1回以上実施)				
	乗務記録の作成手法				
その他	関係法令等の知識の習得	-	-		
	上記に関連した業務				